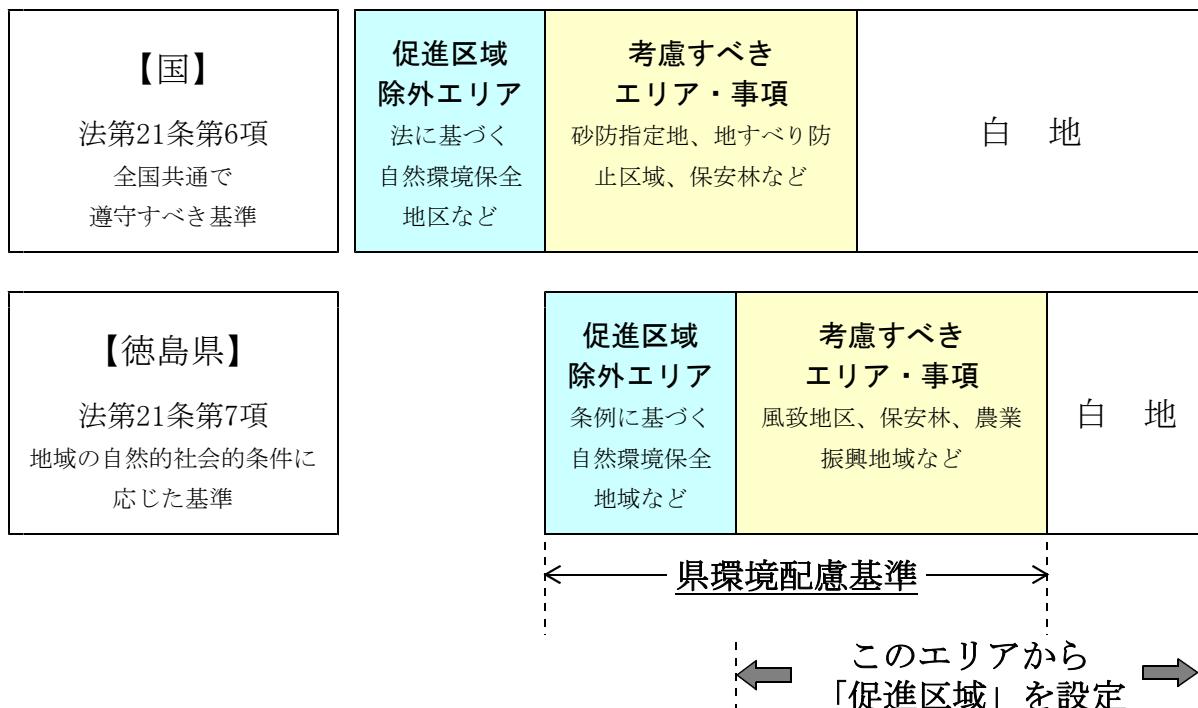


促進区域の設定に関する徳島県環境配慮基準骨子（案）について

1 環境配慮基準策定の趣旨

改正地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギー「促進区域」設定を促すため、国から示される基準等を踏まえ、法令等に基づき、騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した本県の環境配慮基準を策定する。

2 改正温対法における環境配慮基準の位置づけ



3 本県における環境配慮事項

- (1) 自然環境（国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例）
- (2) 地震防災（津波浸水区域、特定活断層調査区域）
- (3) 景観保全（重要伝統的建造物群保存地区、風致地区）
- (4) 農地の保全（農地法）
- (5) ため池の保全（農業用ため池の管理及び保全に関する法律）
- (6) 保安林（森林法）
- (7) 土砂災害防止（土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）
- (8) その他環境配慮に必要と認められる事項

4 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 令和4年2月～3月 | タスクフォース、環境審議会
環境配慮基準素案の策定 |
| 4月～5月 | 市町村・関係機関へ意見照会 |
| 6月～7月 | 県議会、パブリックコメント、環境審議会
環境配慮基準策定 |